

## 高知県訪問介護サービス確保支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県訪問介護サービス確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助金の種類)

第2条 県は、地域の実情に応じた訪問介護等サービスの提供体制の確保を目的として、介護事業所等（以下「補助事業者」という。）が行う訪問介護サービスの提供体制確保に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の事業種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進事業
- (2) 訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進事業

### (補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増

加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

- (2) 補助事業の実施に当たっては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
  - (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産をいう。）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
  - (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
  - (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを補助事業者及び契約の相手方としないなど、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じなければならないこと。
  - (8) 補助事業者に県税の滞納がないこと。
- 2 知事は、補助事業者が規則若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱等の規定又はこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助金を他の用途に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

#### （補助事業の変更）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる事由により交付決定の変更を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金を増額又は20パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (2) 事業実施内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### （遂行状況の報告）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の1月29日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったとき、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する翌々年度6月30日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の公開)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第1号及び第4号から第6号まで並びに第2項、第9条第3項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費及び補助率等

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助上限額	対象経費の例
1. 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進事業	訪問介護事業所（注1）が1カ所もない地域（注2）又は必要なサービス提供が困難な状況にある地域に所在する通所介護事業所等	①訪問機能追加に要する次の経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ②経営安定まで（注3）の定額補助費用 ③自動車購入経費（公課費を除く）	定額	①1事業所あたり150万円 ②訪問1回あたり1,000円 ③1事業所あたり250万円	① ・訪問機能の導入を支援するアドバイザーの配置に係る費用、報酬及び事業所までの交通費等 ・電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用 ・事業所のホームページの改修や、地域住民等への広告に係る費用 ・新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用 ・初任者研修の受講に係る費用 等 ② ・訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間、訪問1回につき定額を補助 ③ ・自動車の購入費用（公課費を除く）
2. 訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置（注4）の推進事業	中山間地域（注5）等において、訪問介護事業所のサテライト（出張所）を設置する事業所	①サテライト設置に要する次の経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ②サテライト導入後、一定期間（注6）の経営安定化の支援に係る経費 ③自動車購入経費等 ④本体事業所が一定期間行う同行訪問等の「かかりまし経費」	定額	①サテライト1カ所あたり150万円 ②サテライト1カ所あたり100万円 ③サテライト1カ所あたり250万円 ④サテライト1カ所あたり100万円	① ・備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用 ・訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借に係る一時金（敷金、礼金等） 等 ② ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借料、職員がサテライトに勤務するための交通費（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料等に係る費用 等 ③ ・自動車の購入費用（公課費を除く） ④ ・経験年数が短い訪問介護員等への同行支援にかかる費用 等

（注） 1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスを提供する訪問介護事業所を指す。

2 旧市町村単位（平成11年3月31日時点のもの）とする。

3 期間は訪問回数300回/月に達するまでの期間（6ヶ月間が上限）とする。

4 サテライトの設置にあたっては、介護保険最新情報 Vol.1455 「訪問介護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について」を参照するほか、本体の事業所とサテライトの間の距離が遠距離の場合等には、業務の効率化や効果的な連携体制確保の観点から、ICT機器やケアプランデータ連携システムの活用について、十分な検討を行うこと。

5 この要綱において、「中山間地域」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

・離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域

・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第4条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

6 設置後6ヶ月間を上限とする。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。